

令和2年度

固定資産税・都市計画税
納税通知書

000-0001

群馬県前橋市〇〇町三丁目 3-4-5

前橋 太郎 様

下記の納付額を各納期限までに納付してください。



令和 年 月 日

〇〇〇市長



■ 税額

		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地 ㉞	238,363円	238,363円
	家屋 ㉟	1,701,573円	3,393,878円
	償却資産 ㊱	円	円
	合計 (㉞+㉟+㊱) (1,000円未満切捨て)	1,939,000円	3,635,000円
税率	1.4%	0.2%	
算出税額 ㊲	27,146円	7,270円	
軽減税額 ㊳	円	円	
減免税額 ㊴	円	円	
共用土地税額 ㊵	円	円	
年税額 (㊲-㊳-㊴+㊵) (100円未満切捨て)	27,100円	7,200円	

お問い合わせ番号 11111111

金融機関	〇〇銀行 本店営業部
口座番号	045****
口座名義人	前橋 太郎

各納期限日に口座振替されます。
(個人情報保護のため口座番号の一部を非表示としています。)

この通知書で納める税額 (㊲+㊲) 34,300円

期別	納期限	納付額
第1期	令和2年〇月〇日	10,300円
第2期	令和2年〇月〇日	8,000円
第3期	令和2年〇月〇日	8,000円
第4期	令和2年〇月〇日	8,000円

※この通知書で納める税額が4,000円未満の場合は、その金額を第1期に納付することになります。

■ 固定資産税・都市計画税について

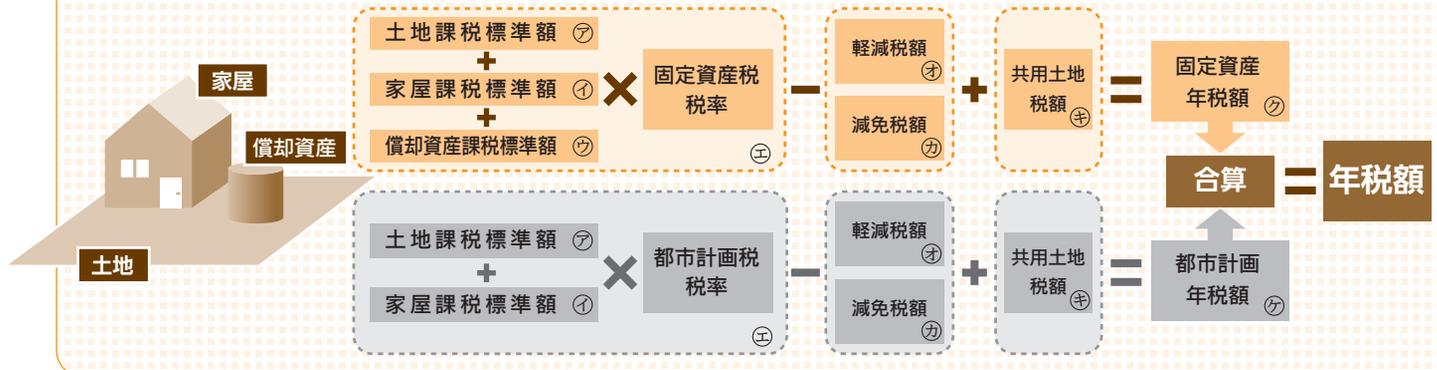
この固定資産税及び都市計画税は、地方税法第342条及び第702条並びに前橋市市税条例第55条及び第126条の規定によって市内に所在する固定資産に対して課せられます。

賦課期日

固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。
また、都市計画税は、賦課期日(1月1日)現在、市内において都市計画法に定める市街化区域及び用途地域内に所在する土地、家屋の所有者に課税されます。

■ 課税計算のあらまし ※㉞~㊲の記号は上記の表と連動しています。

※この図は標準的な課税計算の例です。



固定資産税・都市計画税 課税明細書の見方・解説

①所在地	【家屋】【土地】	場所を表示しています(登記済家屋の場合は、登記所在地です)。
②家屋番号	【家屋】	法務局に登記してある場合に表示があります。表示がない場合は、登記されていません。
③建築年	【家屋】	建築された年を表示しています。
④階数/地上・地下	【家屋】	地上階数及び地下階数を表示しています。
⑤軽減相当税額	【家屋】	軽減措置により減額されている固定資産税相当額を表示しています。→詳細は4ページ ㊦ をご覧ください。
⑥種類	【家屋】	家屋の用途を表示しています。
⑦現況地目	【土地】	どのように使用されているかを表示しています(登記簿とは異なる場合があります)。
⑧床面積	【家屋】	課税されている面積を表示しています。
⑨課税地積	【土地】	課税面積を表示しています。共有土地の場合は全体の面積です。
⑩増築	【家屋】	増築の場合に表示されます。
⑪構造	【家屋】	家屋の構造を表示しています。
⑫住宅用地特例	【土地】	住宅用地特例の適用について表示しています。→詳細は4ページ ㊦ ㊧ をご覧ください。
⑬評価額	【家屋】 【土地】	家屋の場合、評価額がそのまま課税標準額となります。 共用土地の場合は全体の評価額です。
⑭前年度 標準額(固)	【土地】	●〔標準額(固)〕は〔固定資産税 課税標準額〕を略した項目名です。
⑮前年度 標準額(都)	【土地】	●〔標準額(都)〕は〔都市計画税 課税標準額〕を略した項目名です。
⑯今年度 標準額(固)	【家屋】【土地】	課税標準額とは、税額を算出するための基礎となる額です。→詳細は4ページ ㊨ をご覧ください。
⑰今年度 標準額(都)	【家屋】【土地】	
⑱固定資産税 相当額	【家屋】【土地】	課税標準額に税率を乗じた額でそれぞれの税の参考額です。
⑲都市計画税 相当額	【家屋】【土地】	

■お問い合わせ先 (受付時間/8:30~17:15 土・日曜日、祝休日、年末年始を除く。)

(1) 土地に関すること

資産税課土地係 /電話: 027-898-6217(直通)

(2) 家屋に関すること

資産税課家屋第一、二係 /電話: 027-898-6218(直通)
6219(直通)

(3) 価格に関する審査の申出に関すること

収納課税財務企画室 /電話: 027-898-5857(直通)

(4) 償却資産、その他固定資産税関係、
価格以外の事項に関する審査請求に関すること資産税課償却資産係 /電話: 027-898-5854(直通)
6216(直通)

(5) 納付方法、口座振替に関すること

収納課収納管理係 /電話: 027-898-6227(直通)
5849(直通)

■納付場所

【指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関】

下記の金融機関等の全国にある本・支店(所)で納付できます。

群馬銀行	北越銀行	利根郡信用金庫
しのめ信用金庫	みずほ信託銀行	北群馬信用金庫
東和銀行	三井住友信託銀行	商工組合中央金庫
みずほ銀行	栃木銀行	あかぎ信用組合
三井住友銀行	大光銀行	ぐんまみらい信用組合
りそな銀行	高崎信用金庫	横浜幸銀信用組合
足利銀行	桐生信用金庫	中央労働金庫
横浜銀行	アイオー信用金庫	前橋市農業協同組合

【全国のゆうちょ銀行・郵便局】

【コンビニエンスストア】

納付書にバーコードが印字されているもの限り、下記の全国のお店で現金により納付できます。

くらしハウス	コミュニティ・ストア	スリーエイト	生活彩家	セブーンイレブン
ファミリーマート	ポプラ	ミニストップ	ローソン	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	ニューヤマザキデイリーストア	ヤマザキスベジナルパートナーショップ		

MMK(マルチメディアキオスク)設置店

※コンビニエンスストアでは、令和3年5月31日を過ぎるとお取り扱いできません。

ただし、お取り扱いできる期間内でも、各納期を過ぎてからお支払いになる場合は、延滞金が生じる こともあります。その場合は別途請求させていただきます。

※納付の際に領収証書と一緒に発行されるレシートも必ず受け取ってください。

【前橋市役所収納課 各支所・各市民サービスセンター】

(コミュニティセンターを除く)

◎納付方法の詳細は、本市のホームページをご覧ください。

【ページによる納付方法】

●ATMから | 上記、金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局のうち、ページマークの表示があるATMでご利用いただけます。

●パソコン・携帯電話から | 上記、金融機関等でページ対応のインターネット(モバイル)バンキングをお使いの方なら、インターネットバンキングメニューからそのままご利用いただけます。

※ATM、パソコン、携帯電話から納付の場合、領収証書及び払込金受領証の発行は行いません。必要な場合は、市役所、金融機関及びコンビニエンスストアの窓口で現金納付してください。

【クレジットカードによる納付方法】

クレジットカードで納付できます(金額100万円未満)。

●手数料 | ●10,000円以下 50円(税抜き)
●10,000円超 10,000円増えるごとに100円(税抜き)ずつ加算●ご利用方法 | パソコン又はスマートフォン等から、「Yahoo! 公金支払い」
(<https://koukin.yahoo.co.jp/>)へアクセスしてください。●注意事項 | ●インターネット限定のサービスです。窓口ではクレジットカードをお使いにできません。
●スマートフォン等からのインターネット利用にはパケット通信料が発生します。
●期別(納付書)ごとに手続が必要です。一度手続を行っても以後の期別・年度は自動引落しにはなりません。
●領収証書及び払込金受領証の発行は行いません。必要な場合は、市役所、金融機関及びコンビニエンスストアの窓口で現金納付してください。

【モバイルレジによる納付方法】

●ご利用方法 | 携帯電話又はスマートフォンから、「モバイルレジ」ホームページへアクセスして、アプリをダウンロードしてください。(アプリ代無料・会員登録不要)
右下の二次元バーコードをご利用ください。

お問い合わせ番号 11111111

(令和2年度) 所有者: あいうえおかきくけこあいうえおかきくけこあいうえおかきくけこあいうえおか

固定資産税・都市計画税 課税明細書

※各項目の解説は2ページ目上段にあります。

連番	資産区分	①所在地		②家屋番号	③建築年	④階数/地上・地下	⑤軽減相当税額 (円)	
		⑥種類/⑦現況地目		⑧床面積/⑨課税地積		⑩前年度 標準額 (固) (円)	⑪今年度 標準額 (固) (円)	⑫固定資産税 相当額 (円)
		⑬増築	⑭構造/⑮住宅用地特例	⑯評価額 (円)		⑰前年度 標準額 (都) (円)	⑱今年度 標準額 (都) (円)	⑲都市計画税 相当額 (円)
1	家屋	〇〇町二丁目 756		756-7		1・		
		専住一般用		35.53 (㎡)				741
		木造		52975				105
2	家屋	〇〇町二丁目 756		756-8	大 13	1・		
		専住一般用		35.53 (㎡)				666
		木造		47610				95
3	家屋	〇〇町二丁目 756		756-10	大 13	1・		
		専住一般用		36.36 (㎡)				751
		木造		53667				107
4	家屋	〇〇町二丁目 5-5		5-5	大 13	1・		
		専住一般用		42.14 (㎡)				1177
		木造		84111				168
5	土地	〇〇町二丁目 756-2						
		雑種地 (私道)		21.04 (㎡)	5935		5935	83
		特例無		8479	5935		5935	11
6	土地	〇〇町二丁目 756-7						
		宅地		69.36 (㎡)	365804		365296	5114
		特例有		2191776	731609		730592	1461
7	土地	〇〇町二丁目 756-8						
		宅地		72.56 (㎡)	382681		382149	5350
		特例有		2292896	765362		764298	1528
8	土地	〇〇町二丁目 756-11						
		宅地		63.89 (㎡)	336955		336487	4710
		特例有		2018924	673911		672974	1345
9	土地	〇〇町二丁目 756-12						
		宅地		72.50 (㎡)	382365		381833	5345
		特例有		2291000	764730		763666	1527
10	土地	〇〇町二丁目 756-15						
		雑種地 (私道)		1.15 (㎡)	334		334	4
		特例無		478	334		334	
11	土地	〇〇町二丁目 5-5						
		宅地		69.45 (㎡)	323349		229539	3213
		特例有		1377238	646698		459079	918
12								
				(㎡)				
13								
				(㎡)				
14								
				(㎡)				
15								
				(㎡)				

※各物件の相当税額は参考額になります。相当税額の計算方法は2ページ「課税明細書の見方・解説」の⑩、⑲で説明しています。

なお、納付額は1ページ目の『この通知書で納める税額』になります。

※償却資産の明細については、申告いただいた種類別明細書の控えをご確認ください。

■価格に関する審査の申出

当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格【注1】について不服がある場合には、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、この納税通知書を受け取った日後3か月を経過する日までに本市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)に対して文書で審査の申出をすることができます。

審査委員会の事務局は、2ページ中段のお問い合わせ先(3)です。

審査委員会の決定に不服のある場合には、その決定があったことを知った日から6か月以内に市を被告として【注2】、その取消しの訴えを提起することができます【注3】。

この訴えは、前記の審査申出に対する決定を受けた後でなければ提起することはできないこととされていますが、審査委員会が審査申出を受けた日から30日を経過しても決定がないときは、申出を却下する旨の決定があったものとみなし、その取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査の申出をすることができる事項について不服のある場合は、審査委員会に対する審査の申出及び審査委員会のなした決定の取消しの訴えによってのみ争うことができます。

【注1】前年度の価格が据え置かれた場合を除く。

【注2】訴訟において市を代表する者は審査委員会となります。

【注3】決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

■価格以外の事項に関する審査請求

この納税通知書の価格以外の記載事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して書面で審査請求をすることができます【注4】。

提出先は、2ページ中段のお問い合わせ先(4)です。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として【注5】、提起することができます【注6】。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を受けた後でなければ提起することはできないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

【注4】正当な理由があるときは、この限りではありません。なお、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き提起することができません。

【注5】訴訟において市を代表する者は市長となります。

【注6】判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き提起することができません。

■延滞金

納期限までにこの税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額【注7】に、年14.6%〔納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%〕の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。

ただし、各年の特例基準割合【注8】が年7.3%に満たない場合には、年14.6%の割合にあつては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合となり、年7.3%の割合にあつては、特例基準割合に年1%を加算した割合【注9】となります。

【注7】1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

【注8】当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合

【注9】当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合

■滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

■免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が下表の金額に満たない場合には、課税されません。

固定資産税	土地	家屋	償却資産
	30万円	20万円	150万円

※固定資産税が免税点未満の場合、都市計画税は課税されません。

■減免

風水害や火災等の災害により被害を被った場合等、特別な事情があると認められた場合は、減免(減額又は免除)を受けることができます。この場合は、申請書に事由を証明する書類を添えて、納期限前7日までに市長に提出してください。

A 新築住宅の固定資産税軽減措置

新築住宅については、下表のとおり固定資産税が1/2になります。

適用対象	専用住宅や併用住宅(軽減には要件があります。)	
減額範囲	120㎡までは全面積が対象 120㎡を超えるものは120㎡までが対象	
減額期間	一般住宅	3年度分
	認定長期優良住宅	5年度分
	中高層耐火住宅(3階建て以上)	5年度分
	中高層耐火住宅 (3階建て以上の認定長期優良住宅)	7年度分

B 住宅用地の特例(明細書⑫の解説)

住宅の敷地になっている土地(家屋の床面積の10倍まで)は、下表により評価額に住宅用地特例率を乗じて課税標準額を算出する特例措置が適用されます。

固定資産税の住宅用地特例率	小規模住宅用地(1戸当たり200㎡まで)	1/6
	一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)	1/3
都市計画税の住宅用地特例率	小規模住宅用地(1戸当たり200㎡まで)	1/3
	一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)	2/3

C 住宅用地の範囲

特例措置が適用となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地となっている土地の面積に下表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
専用住宅	全部	1.00
併用住宅 (下記以外の併用住宅)	1/2以上	1.00
	1/4以上1/2未満	0.50
地上5階以上の耐火建築物 である併用住宅	3/4以上	1.00
	1/2以上3/4未満	0.75
	1/4以上1/2未満	0.50

D 土地の課税標準額の算定(明細書⑭～⑰の解説)

原則として固定資産税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、下表に掲げる課税標準の特例措置や税負担の調整措置が適用される場合、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

住宅用地	今年度の評価額 × 住宅用地特例率
住宅用地以外の宅地等	今年度の評価額 × 70%
市街化区域農地	今年度の評価額 × 1/3 (固定資産税)
	今年度の評価額 × 2/3 (都市計画税)

※ただし、前年度の課税標準額との比較により税負担の調整措置が行われた場合、この式で算出された課税標準額とは異なります。

E 納税通知書記載の用語について

納税通知書に記載されている用語の説明については、本市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp>